

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700323号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700210号

第1 結論

請求者のA社における平成26年9月1日から平成27年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成27年4月までの標準報酬月額については、32万円から36万円とする。

平成26年9月から平成27年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年9月から平成27年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から平成27年5月1日まで

A社に勤務している期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が過少申告されていることが分かった。その後、記録訂正されているものの、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録において、当初32万円と記録されていたことが確認できる。

その後、A社は、請求者の平成25年7月分から平成26年7月分までの期間において、未払残業代があることが判明したとして、平成27年8月17日に支給することとしたが、未払残業代が発生したことにより、平成26年9月の定時決定時の標準報酬月額を32万円から36万円に訂正することが必要となり、当該訂正前後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除した上で未払残業代を支給した旨回答している。

また、A社から提出された賃金台帳及び未払残業代の精算に関わる資料並びに請求者から提出された預金通帳の写しにより、平成25年7月分から平成26年7月分までの未払残業代から、

請求期間に係る上記訂正前後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を控除した上で未払残業代を支給していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間について、訂正後の標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与関係資料において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年6月20日に年金事務所に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700462号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700211号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月15日の標準賞与額を29万円とすることが必要である。
平成21年12月15日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月15日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「貸金台帳兼所得税源泉徴収簿(賞与)」並びにB厚生年金基金から提出された請求者に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」及び「個人別貸金台帳兼所得税源泉徴収簿」により、請求者は、平成21年12月15日に同社から、29万円の賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、A社の事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(平成21年*月*日から平成22年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社における請求者の請求期間に係る「厚生年金保険被保険者賞与支払届」は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年8月29日に届け出られていることから、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっていることが確認できるが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の規定により、当該育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「貸金台帳兼所得税源泉徴収簿(賞与)」において確認できる賞与額から、29万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700318号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700038号

第1 結論

昭和53年8月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月から昭和55年3月まで

請求期間については、元夫が私の国民年金の加入手続を行い国民年金保険料も納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、オンライン記録の請求者に係る国民年金被保険者資格の入力処理日(平成4年3月16日)により、請求者がA市B地区に住んでいた平成4年3月頃に払い出されたと推認できる。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

よって、上記入力処理日までは、請求期間は未加入期間とされており、請求者の国民年金の加入手続は、平成4年3月頃に初めて行われたと推認でき、当該手続時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求者の元夫が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700326号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700039号

第1 結論

平成5年*月から平成6年3月までの請求期間、平成6年5月から平成7年5月までの請求期間及び平成11年5月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年*月から平成6年3月まで
② 平成6年5月から平成7年5月まで
③ 平成11年5月から同年7月まで

請求期間①については、私の母親が、私が20歳になった平成5年に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付期限内に、郵便局又は金融機関の窓口で納付してくれた。

請求期間②及び③については、私が自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付期限内に郵便局又は金融機関で納付した。

請求期間の国民年金保険料を納付していたことは確かなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については、請求者が20歳になった平成5年に請求者の母親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付期限内に納付していたとし、請求期間②及び③については、自ら国民年金の加入手続を行い、母親と同様に、納付期限内に保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求期間①及び②については、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の入力処理日は平成9年6月19日とされ、国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われたと推認できることから、請求者は、当該加入手続時点まで国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない上、上記入力処理日時点では、請求期間①及び②のうち平成7年4月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間②直後の平成7年6月分から国民年金保険料を分

割して過年度納付していることが確認できるところ、分割納付を開始した平成9年7月時点では、請求期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求期間①及び②当時、国民年金の加入手続を行っていたら国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されることになるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、上記国民年金被保険者資格の入力処理日と同じ平成9年6月19日に付番された基礎年金番号以外に、請求者の国民年金番号を確認することはできない。

請求期間③については、オンライン記録によると、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成11年5月1日）を「勸奨事象発生日」として、「第1号・第3号被保険者取得勸奨」及び「未加入期間国年適用勸奨」の対象とされ、その後、加入手続を行わなかった国民年金未加入者の一覧である「未適用者一覧表（最終）」が平成13年2月20日に作成されていることが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金への切替手続が行われていなかったと考えられ、現在においても未加入期間とされていることから、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者の母親及び請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700325号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700209号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月31日から同年5月1日まで

平成7年春ごろに同僚の健康保険証が切れていることを知り、自身の健康保険証について、当時、勤務していた事業所であるA事業所に確認したところ、あいまいな返事であった。請求期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の記録が未加入期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者がA事業所を退職し、後に勤務した事業所から提出された請求者に係る履歴書及びA事業所に勤務していた複数の従業員の回答により、請求者が請求期間にA事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会を行ったものの、回答を得られない上、請求者及び従業員の中に給与明細書を保有している者はいないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A事業所は、当初、平成7年3月3日付けで、平成4年11月30日に、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理が遡って行われ、また、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成4年9月30日とする処理が行われており、その後、平成9年2月3日付けで、同事業所の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日を平成7年1月31日に訂正した上、請求者の資格喪失日についても同日としていることが確認できるところ、同事業所を管轄する年金事務所は、当該処理に係る届書等の関係資料は保存期間経過のため、保管していないことから、当時の処理状況については不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。